

## 児童手当の制度改正について（お知らせ）

児童手当の制度が、令和4年10月支給分から変更になります。

### ◎ 特例給付の支給に対し、所得上限額が設けられます。

⇒所得が上限額を超える人は、特例給付が受けられません。

### ◎ 現況届の提出が、原則不要になります。

⇒これまで、毎年6月に提出いただいていた現況届が、一部の人を除き不要になります。

### （１）所得上限額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 所得が上限限度額（下表②）を超え児童手当等が支給されなくなった後に、所得が上限限度額（下表②）を下回ったときは、改めて認定請求書の提出が必要となります。

※ 児童を養育している人の所得が

下表の①（所得制限限度額）未満の場合・・・児童手当を支給

下表の①以上②（所得上限限度額）未満の場合・・・特例給付（1人あたり5000円/月）を支給

下表の②以上の場合・・・支給なし

#### 【所得限度額】

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人	622	833	858	1071
1人	660	875	896	1124
2人	698	917	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※扶養親族の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて限度額は1人につき38万円（扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

#### 【児童手当支給額】 支給額に変更はありません。

児童手当	3歳未満	15,000円
	3歳～小学校終了前 第1子・第2子	10,000円
	3歳～小学校終了前 第3子	15,000円
	中学生	10,000円
特例給付（所得制限限度額を超えた場合）		5,000円

裏をご覧ください 

## (2) 現況届について

令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認いたしますので、現況届の提出が不要となります。ただし、以下の人は引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が宮崎市と異なる人
- ② 戸籍や住民票がない児童の児童手当を受給している人
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤ その他、宮崎市から提出の案内があった人

## (3) 変更事項の届け出について

以下の変更事項があった人は市町村に届け出てください。

- ① 出生などにより児童が増えたとき（出生の翌日から15日以内に申請が必要）
- ② 児童を養育しなくなった・生計が別になったとき
- ③ 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ④ 受給者の加入する年金が変わったとき
- ⑤ 受給者が結婚したとき、離婚したとき
- ⑥ 18歳未満の児童が結婚したとき
- ⑦ 受給者または児童が死亡したとき
- ⑧ 振込口座を解約したとき
- ⑨ 海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

## (4) 公務員の児童手当について

公務員には、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の変更事項があった人は、その翌日から15日以内に現住所の市町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- ① 公務員になったとき
- ② 退職等により、公務員でなくなったとき
- ③ 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更があったとき

※申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ

宮崎市役所 保育幼稚園課 児童給付係  
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号  
電話 0985(42)7965